

【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
<p>第 29 条 (免責事項)</p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(9) 本口座の機能の停止、<u>閉鎖</u>または強制決済等に基づきお客さまに発生した損害。</p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(9) 本口座の機能の停止、<u>解約</u>または強制決済等に基づきお客さまに発生した損害。</p>
<p>第 31 条 (本口座の停止または閉鎖)</p>	<p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社の判断により本口座は<u>閉鎖</u>します。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し外国為替証拠金取引の本口座の<u>閉鎖</u>の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の<u>閉鎖</u>を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠きまたは欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) API 機能の利用により、指標発表等の流動性の薄いタイミング等において、大量の注文を過度に繰り返す、本システムの脆弱性を突くような取引を多頻度で繰り返す等、という当社のカバー取引の継続に影響を与えた場合。</p> <p>(8) API 機能の利用により、当社またはそのカバー先が管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷および障害を与えたことに伴い、当社からお客さまに対して要請した事項が順守もしくは同意されず、また当該要請のための連絡等を行えない場合。</p> <p>(9) <u>お客さまが外国 PEPs (Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人</u></p>	<p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社の判断により本口座は<u>解約</u>します。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し外国為替証拠金取引の本口座の<u>解約</u>の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の<u>解約</u>を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠きまたは欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) API 機能の利用により、指標発表等の流動性の薄いタイミング等において、大量の注文を過度に繰り返す、本システムの脆弱性を突くような取引を多頻度で繰り返す等、という当社のカバー取引の継続に影響を与えた場合。</p> <p>(8) API 機能の利用により、当社またはそのカバー先が管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷および障害を与えたことに伴い、当社からお客さまに対して要請した事項が順守もしくは同意されず、また当該要請のための連絡等を行えない場合。</p> <p>(9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p>

	<p>を指します。)に該当することが判明した場合。</p> <p>(10) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p> <p>(省略)</p> <p>3. 本口座が停止される場合または閉鎖される場合において、お客さまが当社と行う本取引のポジション(建玉)が残存する時またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、残存するポジション(建玉)を、お客さまの計算において反対売買等により決済した上で、本約款第20条および第22条に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算するものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>	<p>(省略)</p> <p>3. 本口座が停止される場合または解約される場合において、お客さまが当社と行う本取引のポジション(建玉)が残存する時またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、残存するポジション(建玉)を、お客さまの計算において反対売買等により決済した上で、本約款第20条および第22条に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算するものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>
<p>(記載なし)</p>	<p>第39条(外国口座税務コンプライアンス法(FATCA))</p> <p>米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の(1)、(2)または(3)に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、本約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織。</p> <p>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織。</p> <p>(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</p>	<p>(記載なし)</p>